鹿児島県公報

平成25年10月22日 (火) 第2951号の2



発 行 鹿 児 島 県 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 編 集 総務部学事法制課 定例発行日(毎週火,金)

目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

公

告

○一般競争入札公告

(生活衛生課取扱い) 1

公告

一般競争入札公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、物品等の借入について、 次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を行う。

平成25年10月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 入札に付する事項
 - (1) 借入をする物品等の名称及び数量 高速液体クロマトグラフ装置の賃貸借 2式
 - (2) 借入をする物品等の特質等 入札説明書による。
 - (3) 納入期限 平成26年1月31日
 - (4) 納入場所 入札説明書による。
 - (5) 借入期間

平成26年2月1日から平成32年1月31日まで

なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) 第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度 以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約 は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

- 2 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱(平成14年鹿児島県告示第1481号)に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
 - (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (3) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。 なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。
 - ア 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第 2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する 暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人又は個人
 - エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人
 - オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加

える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人

- カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金 銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は 積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人
- キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は 個人
- ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれ らを利用している法人又は個人
- ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人
- 3 入札参加資格の審査等
 - (1) 入札に参加しようとする者は、所定の入札参加資格審査申請書に機能等証明書を添付して提出し、入札参加資格審査(以下「資格審査」という。)を受けなければならない。
 - (2) 提出場所及び提出期限
 - ア 提出場所 鹿児島県保健福祉部生活衛生課乳肉衛生係

鹿児島市鴨池新町10番1号

イ 提出期限 平成25年11月12日午後5時

(3) 資格審査の結果

資格審査の結果は、平成25年11月19日までに書面及び電話により通知する。

(4) 提出書類に関する説明

資格審査を受けるために書類を提出した者(以下「提出者」という。)は、提出された 書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(5) その他

ア 提出書類の作成に要する経費は、提出者の負担とする。

イ 提出された書類は、返却しない。

- 4 入札の方法等
 - (1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年11月26日午前11時

イ 場所 鹿児島県庁(行政庁舎1階)出納局管財課入札室

(3) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は,入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限 3の(2)に同じ。

- 5 契約条項を示す場所及び期限
 - 3の(2)に同じ。
- 6 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を,入札説明書に定める方法により,入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし,入札に参加しようとする者が,入札保証金以上の金額につき,保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し,当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは,入札保証金の納付が免除される。なお,入札保証金は,入札終了後還付する。ただし,落札者には,契約締結後還付する。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に

定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、 保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約 に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。

なお, 契約保証金は, 契約履行後還付する。

7 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書(代理人として提出する入札書を含む。)による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書,入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又 は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法 (明治29年法律第89号) 第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 送付, 電報又は電送の方法による入札
- (8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 8 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

9 最低制限価格

設定しない。

10 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

11 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県保健福祉部生活衛生課乳肉衛生係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-2788

ファックス番号 099-286-5562